

議第115号

滋賀県警察署の名称、位置および管轄区域に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年 6月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県警察署の名称、位置および管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県警察署の名称、位置および管轄区域に関する条例（昭和29年滋賀県条例第29号）の一部を次のように改正する。

表滋賀県大津北警察署の項中「真野谷口町」の右に「、山百合の丘」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。